

第 28 回定例総会 令和 7 年 9 月 30 日

局 長 起立、一同礼、着席

局 長 総会に先立ちまして、9 月の業務報告をいたします。

報告、業務報告

局 長 今回は、農地法施行規則第 29 条の規定に係る届出（小規模転用）が 1 件提出されていますので報告します。

土地の所在は、右松〇〇番、地目：登記・現況ともに畑、面積 860 m²のうち転用面積 104 m²、申請者は、右松〇〇番地 〇〇、転用目的は農業用倉庫となっています。地元の〇〇委員が現地を確認されていますので、報告をお願いします。

4 番 1 番を報告します。申請人は〇〇さんで、妻地区〇〇集落でニラを栽培しています。〇〇集落にある申請人の自宅に隣接する農地です。農地の一部に農業用機械を置くための倉庫を建築するための届出です。現地も確認しておりますので報告します。

局 長 また、公共工事に伴う農地の一時使用届が 2 件、提出されていますので報告します。

土地の所在：大字鹿野田字〇〇番外 2 筆、地目・田、面積 7,196 m²、使用面積 670 m²。所有者の住所・氏名：大字鹿野田〇〇番地・〇〇、大字鹿野田〇〇番地・〇〇相続人〇〇。場所は、〇〇北側約 200m のところにある農地です。申出人の住所・氏名は、大字山田・〇〇。発注者は児湯農林振興局。工事名：〇〇。使用目的：現場事務所等設営、資機材置場、使用期間：令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 2 月 27 日までとなっています。地元の〇〇委員も現地確認いただいております。

次に、土地の所在：大字下三財字〇〇番、地目・田、面積 764 m²、使用面積 500 m²。所有者の住所・氏名：大字鹿野田〇〇番地・〇〇。場所は、〇〇北側約 500m のところにある農地です。申出人の住所・氏名は、大字山田・〇〇。発注者は児湯農林振興局。工事名：〇〇。使用目的：掘削土砂仮置場、使用期間：令和 7 年 10 月 10 日から令和 8 年 2 月 27 日までとなっています。地元 の〇〇委員も現地確認いただいております。

局 長 また、相続届出 9 件、賃貸借合意解約 3 件、使用貸借合意解約 2 件が提出されておりますので併せてご報告いたします。

局 長 これからの、総会進行につきましては、会長にお願いいたします。

会 長 ただ今から令和 7 年度第 28 回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。

本日は、農業委員 16 名 推進委員 14 名、合計 30 名の出席であります。

本日の議案件数であります、3 件を提案しております。

議 長 議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。4 番委員、18 番委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議 長 議案第 140 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

局 長 議案第 140 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可につきましては、議案書 1～3 ページの通り、申請件数は 10 件であります。

尚、本議案に申請される土地の現況は、「受人の権利取得後の農業経営の意思、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ない」という確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。10a 当たりの単価等特別な

事項等がある場合は、担当者が報告いたします。

議 長 1 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

5 番 1 番を説明します。穂北地区〇〇集落の渡人から、妻地区〇〇集落の受人への売買による所有権移転となります。申請地は〇〇から北へ約 600m のところにある農地です。受人は来年度からの新規就農ということで、ここにハウスを建てる予定でしたが、北側に隣接する農地にハウスを建てることとなったため、申請地には露地ピーマンを作付けする予定です。農機具等はまだ所有していません。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は総額〇〇万円です。

議 長 説明がありました 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 2 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

5 番 2 番を説明します。穂北地区〇〇集落の渡人から、妻地区〇〇集落の受人への売買による所有権移転で受人は 1 番の受人の夫になります。申請地は〇〇から北へ約 600m のところにある農地です。来年度からの新規就農ということで、ここにハウスを建てる予定でしたが、北側に隣接する農地にハウスを建て

ることとなったため、申請地には露地ピーマンなどを作付けする予定です。農機具等はまだ所有していません。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は〇〇番Ⅰが10aあたり〇〇万円、〇〇番Ⅱが10aあたり〇〇万円です。2筆で総額〇〇万円です。

議長 説明がありました2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

8番 夫婦で別々に取得されるということですが、通常、どちらか一方の名義での取得が多いと思いますが、理由があるのでしょうか。

事務局 新規就農者の国の補助金を受けるために夫婦で申請をあげております。条件として妻名義で農機具、農地を取得して妻も農業を行うという証明を得る必要があるためです。

議長 ほかにありませんか。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に3番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

28番 3番を説明します。穂北地区〇〇集落の渡人から、穂北地区〇〇集落の受人への売買による所有権移転となります。申請地は〇〇から北へ約120mのところにある農地です。受人は〇〇集落で水稻やスイートコーン 6haを作付け

しています。現地には水稻を作付け予定で農地として利用されることを確認しています。農機具はトラクター1台、コンバイン1、田植機1台、軽トラ2台を所有し、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく願います。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は10aあたり〇〇万円です。

議長 説明がありました3番について、農業委員会法第31条の規定により〇〇委員の議事参与が制限されますので、当議決の採択にあたり、〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

議長 3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に4番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

31番 4番を説明します。穂北地区〇〇集落の渡人から、妻地区三宅の受人への売買による所有権移転となります。申請地は妻地区から219号線を穂北地区へ向かう道路沿いの〇〇にある農地です。現地には水稻を作付け予定で農地として利用されることを確認しています。農機具はトラクター2台、防除機1台、軽トラ1台を所有しています。苗の植え付け、刈り取り、乾燥については業者

に委託します。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は 10a あたり〇〇万円、総額〇〇万円です。

議 長 説明がありました 4 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 5 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

14 番 5 番を説明します。穂北地区の渡人から、妻地区〇〇の受人への売買による所有権移転となります。申請地は〇〇から東へ約 100m のところにある農地です。受人は水稻や甘藷 20a を作付けしています。現地には甘藷を作付け予定で農地として利用されることを確認しています。農機具は管理機 1 台、草刈機 1 台、軽トラ 1 台を所有し、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は 10a あたり〇〇万円、総額〇〇万円です。

議 長 説明がありました 5 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 6 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

11 番 6 番を説明します。三財地区〇〇集落の渡人から、三財地区〇〇集落の受人への贈与による所有権移転となります。申請地は〇〇から西へ約 200m のところと、〇〇から東へ約 200m のところにある農地です。受人は〇〇集落で水稻 5.5ha を作付けしています。現地には水稻を作付け予定で、農地として利用されることを確認しています。農機具はトラクター 1 台、コンバイン 1 台、軽トラ 1 台、田植機 1 台を所有し、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議 長 説明がありました 6 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 7 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

3 番 7 番を説明します。宮崎市の渡人から、穂北地区南方の受人への売買による所有権移転となります。申請地は〇〇から北へ約 200m のところにある農地です。現地には現存の作物のほか、白菜を作付け予定で農地として利用されることを確認しています。農機具は耕運機、草刈機、軽トラを所有し、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は 10a あたり〇〇万円で、総額〇〇万円です。申請地に隣接する空家を購入することとなり、付属する農地としての購入になります。

議 長 説明がありました 7 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 8 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

32 番 8 番を説明します。山口県と都於郡地区鹿野田の渡人から、〇〇への売買による所有権移転となります。申請地は〇〇近くの農地です。受人は〇〇集落で大根等を作付けされています。今回も荒れた畑を復元し使用する予定です。現地には大根を作付けする予定です。農機具は農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は総額〇〇万円です。

議 長 説明がありました 8 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 9 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

26 番 9 番を説明します。三納地区〇〇集落の渡人から、三納地区〇〇集落の受人への売買による所有権移転となります。申請地は〇〇集落の〇〇にある農地です。受人は〇〇集落で栗、梅など 2ha を作付けしています。現地には果樹を作付け予定で農地として利用されることを確認しています。農機具は運搬機 1 台、耕運機 3 台を所有し、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は総額〇〇万円です。

議 長 説明がありました 9 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 10 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

15 番 10 番を説明します。都於郡地区〇〇集落の渡人から、都於郡地区鹿野田の
受人への贈与による所有権移転となります。申請地は〇〇から東へ 400m の
ところと、〇〇から東へ 100m のところにある農地です。受人は現在農業をし
ておりませんが、孫に作業を手伝ってもらい、現地には甘藷を作付する予定で
農地として利用されることを確認しています。農機具はトラクター 1 台を所有
しています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。
皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議 長 説明がありました 10 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手
願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 議案第 141 号農用地利用集積等促進計画の承認について提案いたします。

事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 141 号農用地利用集積等促進計画の承認について説明します。

全ての案件において、農用地利用集積等促進計画の内容は、農地中間管

理事業の推進に関する基本方針及び農地中間管理事業規定に適合しています。
利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜
の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満た
しています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法
定公告については、県が一括して行うこととなっております。

まず、所有権移転分として議案書４ページのとおり３件であります。

議 長 説明のありました３件の議案について、一括して審議をお願いします。

発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 引き続き事務局の説明を求めます。

局 長 次に賃貸借設定分として議案書５～６ページのとおり４件であります。

議 長 説明のありました４件の議案について、一括して審議をお願いします。

発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 142 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 141 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について説明いたします。今回の非農地証明交付申請は、議案書 7 ページの通り 1 件であります。

議 長 1 番について地元委員の説明を求めます。

24 番 1 番について説明します。申請地は三納地区〇〇集落で〇〇から北西約 150m のところにある農地です。今回の申請は申請人が所有している農地であります。農地法施行以前から建物が建っており、農地以外の土地であることから非農地判断事由 1 に該当すると判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 説明につきまして、審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 暫時休憩。

議 長 ただ今から協議会とします。

—————協 議 会—————

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後 4 時 30 分終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

会 長 _____

4 番 _____

18 番 _____